



REACH の付属書 XIV(認可リスト)を更新 欧州委員会

欧州委員会は 4 月 18 日、REACH の付属書 XIV(認可リスト)の改正を官報で公開しました。新たに 8 つの物質が、認可リストに追加され、特定の期日(Sunset day)以降に続けて使用するためには、欧州化学品庁(ECHA)に認可申請を提出しなければなりません。認可対象リストへの追加は、今回で 3 回目です。

新たに追加された 8 つの物質は、以下の通りです。

- ① トリクロロエチレン CAS 番号 79-01-6
- ② 酸化クロム(VI) CAS 番号 1333-82-0
- ③ 三酸化クロム及びそのオリゴマーから生成された酸
 - I. クロム酸 CAS 番号 7738-94-5
 - II. 重クロム酸 CAS 番号 13530-68-2
 - III. クロム酸及び重クロム酸のオリゴマー CAS 番号無し
- ④ ニクロム酸ナトリウム CAS 番号 7789-12-0
10588-01-9
- ⑤ ニクロム酸カリウム CAS 番号 7778-50-9
- ⑥ ニクロム酸アンモニウム CAS 番号 7789-09-5
- ⑦ クロム酸カリウム CAS 番号 7789-00-6
- ⑧ クロム酸ナトリウム CAS 番号 7775-11-3

当社は、REACH に関する有害物質の分析も行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 4 月 18 日付 EC 官報
環境分析部 白亜力

水生生物の保全に係る水質環境基準 への項目追加

環境省は、3 月 27 日、環境基本法に基づく水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準(以下、水生生物保全環境基準)の項目に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加する告示を出しました。

これまで水生生物保全環境基準については、亜鉛及びノニルフェノールの 2 項目が定められていましたが、本告示で新たに、公共用水域において直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加となり、施行期日は、平成 25 年 3 月 27 日となります。

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の基準値としては、河川及び湖沼において生物 A が 0.03mg/l 以下、生物特 A が 0.02mg/l 以下、生物 B が 0.05mg/l 以下、生物特 B が 0.04mg/l 以下、また、海域において生物 A が 0.01mg/l 以下、生物特 A が 0.006mg/l 以下となります。

上記は、中央環境審議会から環境大臣への答申「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等について(第 2 次答申)」(平成 24 年 12 月 27 日)を踏まえたものです。

当社では、水質汚濁に係る基準項目をはじめ、他の分析についても長年の実績と多くの経験があります。ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 3 月 27 日付 環境省報道発表資料
衛生技術箇所 田沼祐樹

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 石綿含有産業廃棄物に係る許可の取扱について 東京都
2. 技術管理者を設置している指定調査機関の一覧について
3. 水道法における農薬類の分類見直し 厚生労働省
4. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定申請について 環境省

5. 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について 環境省
6. 「今後の廃棄物処理施設整備の在り方について(案)」に対する意見募集について
7. ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準(案)に対する意見を募集 環境省



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

